長岡京市いじめ防止基本方針

平成 30 年 8 月(改定)

長岡京市・長岡京市教育委員会

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・1
第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向 ······2 1 いじめとは
2 いじめの防止等のための基本的な考え方
(1) いじめの防止
(2) いじめの早期発見
(3) いじめへの対処
(4) 地域や家庭との連携
(5) 関係機関との連携
第2 いじめの防止等のための長岡京市の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 いじめの防止等のための長岡京市における組織等の設置
(1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置
(2) 「長岡京市いじめ防止対策推進委員会」の設置
2 いじめの防止等のために長岡京市が実施する施策
(1) いじめの防止
(2) いじめの早期発見
(3) いじめへの対処
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策8
1 学校いじめ防止基本方針の策定
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置
(1) いじめの防止
(2) いじめの早期発見
(3) いじめに対する措置
(4) いじめが起きた集団への働きかけ
(5) いじめの解消
(6) いじめ解消後の継続的な指導
(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応
(8) 学校評議員や関係機関等との連携

第4 重大事態への対処13
1 重大事態とは
2 重大事態発生の報告及び調査
3 調査を実施する組織
4 調査の結果を踏まえた措置
5 再調査及びその結果を踏まえた措置
(1)再調査
(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供
(3) 再調査の結果を踏まえた措置
(4) 議会への報告
第 5 その他の重要事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命 又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が重要である。

本市では「長岡京市子どもをすこやかに育むまち宣言」を行っている。宣言の中では「本市の子どもたちが健やかに育まれ、成長できるように、私たち市民一人ひとりが力を合わせて、子どもが安全で安心して暮らせる地域社会を築く」ことを宣言している。また、「長岡京市子どもサミット」を開き「長岡京市子ども人権アピール 14」を採択しているところである。

被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人ひとりの尊厳と人権の尊重を目的に、京都府・学校・地域社会・家庭その他の関係者が連携の下、社会総がかりで、いじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、長岡京市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)を策定する。

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

1 いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある ため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当 するか否かを判断するものとする。

その際、いじめられていることを相談しにくい心理と、一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。

また、いじめの背景にはストレスなどの要因も考えられることから、その改善を図り、 ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターなどとも連携を図り、いじめについての理解やいじめの問題への取組について、地域社会、家庭と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心や善悪の判断等、 人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は 子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子ど もが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範 意識の醸成に努めることが大切である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながらしっかりと

向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、地域社会、家庭が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを 装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識 することが大切である。

また、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り 方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むこと なく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等関係機関との適切な連携が重要である。

このため、平素から、関係機関の担当者と情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための長岡京市の対応

- 1 いじめの防止等のための長岡京市における組織等の設置
- (1) 「乙訓いじめ問題対策連絡会議」の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「乙訓いじめ問題対策連絡 会議(以下「連絡会議」という。)」を乙訓地域の2市1町共同で設置する。

連絡会議の構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、府警察その他の関係者とする。

(2) 「長岡京市いじめ防止対策推進委員会」の設置

教育委員会はいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として、「長岡京市いじめ防止対策推進委員会(以下「推進委員会」という。)」を設置する。

<推進委員会の役割>

- ア 教育委員会の求めに応じ、長岡京市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止 等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行 うこと。
- イ 学校におけるいじめに関する通報や相談に対して、必要と認める場合に第三者 機関として助言等を行うこと。
- ウ 学校におけるいじめの事案について、法第 24 条に基づき必要がある場合に調査を行うこと。
- エ 学校における法第28条に規定する重大事態に係る調査を行うこと。
- オ その他教育委員会が必要と認めること。

推進委員会は、弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的な知識又は 経験を有する者等で構成し、公平性・中立性を確保するよう努める。

2 いじめの防止等のために長岡京市が実施する施策

- (1) いじめの防止
 - 教育活動を通じた豊かな心の育成

幼児期の教育において、発達の段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を 尊重する気持ちを持って行動できるような取組など、幼児や保護者に対するいじめ の未然防止に係る取組を推進する。

また、学校は、集団での活動や生活を通して、よりよい人間関係を形成する中で、 児童生徒一人一人の健全な成長を促す教育的な場である。しかしながら、「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等から重大ないじめが発生していること、そのいじめがささいなことに見えても個人によって 受け止め方が異なることもある。このため、各学校において、全ての児童生徒に人 を思いやるなど豊かな心を育成し、いじめを防止するため、教育活動全体を通じて、 次のような取組を推進する。

ア 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育

- イ 児童生徒の発達の段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動として現れる、人権 意識を高める取組
- ウ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、 判断力、表現力等をはぐくむため、読書活動や言語活動等の取組
- エ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を 育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動 等の様々な体験活動

○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携

教職員が、児童生徒一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進する。

○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上

全ての教職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招くことがあることに注意する。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

〇 いじめに関する調査研究等の実施

学校におけるいじめの状況やいじめの問題に対する日常の取組等について調査する。

また、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめが起こる背景や要因、いじめがもたらす被害、いじめを許さない学級づくりなどについて、調査研究を実施し、その成果を普及する。

○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

保護者をはじめ市民に対し、広くいじめの問題やこの問題への取組についての理解を得るよう、広報啓発の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

〇 教育相談体制の活用の推進

学校配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センター配置の教育相談員と連携し、児童生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の整備・周知を図るとともに、「こども SOS テレホン」「支援センター相談専用ダイヤル」や「24 時間いじめ相談ダイヤル」、「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。

〇 定期的な実態把握

児童生徒が「いやな思いをした」ものから、生命や身体に危険を及ぼすおそれがあるものまで、段階的に把握する定期的なアンケートや聴き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。

〇 地域や家庭との連携促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するとともに、コミュニティ協議会や学校支援地域本部、すくすく教室等学校と地域社会、家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図る。

各家庭においても、子どもが何時でも悩みを相談できるよう努めるとともに、子どものささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するなど、積極的な連携が進むよう啓発に努める。

(3) いじめへの対処

○ 多様な人材の協力等による問題解決に向けた支援

いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに、推進委員会と連携していじめの解消を図る。

また、解決困難な問題への対応については、京都府教育委員会の「いじめ未然防止・早期解消支援チーム」の派遣を要請するなど、いじめ解消に向けて関係機関との連携を図る。

○ インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ (インターネット上のいじめ)への対応

スマートフォン等の利用者が低年齢化し、インターネット上のいじめが増加している。また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を利用した閉ざされた仲間内でのいじめなど、発見しにくい形態のいじめもある。学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTAとも連携を図り、インターネットなどの利用のルールやマナーについて情報提供や啓発を積極的に進める。

また、インターネット上の不適切なサイトや書き込みを発見するための京都府教 育委員会によるネットパトロールなども活用し、インターネット上のいじめに対処 する。 ○ 学校相互間の連携協力体制の整備 いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない 場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うこ とができるようにするため、学校相互間の連携協力を図る。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、たとえ その情報がささいに思えるものや不確かなものであっても、一部の教職員で抱え込まず、 速やかに組織的に対応する。

なお、いじめの問題に対する様々な取組を推進していく際、常に個人情報の取扱いについて配慮する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校の児童生徒や保護者、地域の状況を十分に踏まえ、自らの学校として、いじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」 (以下「学校基本方針」という。)として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校に常設のいじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ対策組織」という。)を置くものとする。

いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的かつ実効的に対応できる体制とする。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、いじめ対策組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談するとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

あわせて、学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の 手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定 めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために 行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管 理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

また、いじめ対策組織において、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会とともに、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部の専門家等と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本として、学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を作るよう努める。

さらに、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動も含む学校教育活動全体を通じて、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。

加えて、児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が 把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があるため、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめ とするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させることが重要である。

あわせて、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、 学校は、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変 化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、その上に立って定期的なアンケート調 査や聴き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努め、いじめが深刻化す ることのないよう適切に対処しなければならない。

また、学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談 の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

あわせて、いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど児童生 徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

<いじめの発見に向けた心構え>

教職員は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要がある。

そのため、何よりも、児童生徒への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築することが、いじめの早期発見につながることを理解しなければならない。

<相談対応時の心構え>

さらに、教職員は、児童生徒の心理を十分に踏まえ、児童生徒がいじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを十分認識して、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えつつ、いじめられている児童生徒の気持ちをしっかりと受け止め、親身になって話を聴く姿勢が必要である。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

さらに、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速にその保護者に伝え、不安の解消に努める。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童生徒が、例えば、好意から行った行為が意図せずに 被害児童生徒に 心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに 加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等に おいても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報共有す

ることが必要となる。ただし、このような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(6) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、 学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に 注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を計画的に進める。特に、いじめの再発防止に向けては、児童生徒が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していける取組を推進する。

(7) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(インターネット上のいじめ)への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行ってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行われ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質を持つことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害 賠償請求の対象となり得るとともに、児童生徒に対して、インターネット上のいじめ が重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理 解させることが必要である。

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、携帯 電話等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童生徒への指導及びそ の保護者に対する必要な啓発活動を進める。

(8) 学校評議員や関係機関等との連携

学校評議員や関係機関等に対し、学校は当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供し、連携・協働による取組を進める。

第4 重大事態への対処

1 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間 30 日を目安とする。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態発生の報告及び調査

いじめの重大事態については、長岡京市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づき適切に対応するものとする。

いじめによる又はいじめの可能性のある行為等による重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長に、速やかに報告する。

この場合、教育委員会又は学校は、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、明確にするための調査(以下「重大事態の調査」という。)を行う。

3 調査を実施する組織

重大事態の調査は、教育委員会又は学校が実施するが、調査主体は、教育委員会が判断する。

学校が調査主体となる場合は、いじめ対策組織等を母体として、速やかに、組織を設け実施する。

教育委員会が調査主体となる場合は、推進委員会が調査を実施する。

4 調査の結果を踏まえた措置

調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、 適時・適切に説明を行う。

また、調査結果は、市長に報告する。

その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

さらに、学校で発生した重大事態について教育委員会は、調査組織からの調査の結果 を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重 大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

5 再調査及びその結果を踏まえた措置

(1) 再調査

学校で発生した重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について速やかに専門的知識又は経験を有する第三者等による組織を設けるなどして、再調査を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報について、経過報告を含め、適時・適切に説明を行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

学校で発生した重大事態について市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、 自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と 同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(4) 議会への報告

市長は、学校における再調査の結果について、議会に報告する。

第5	その他の	の重要事項					
				必要がある	と認められる。	ときは、	基本方針を
兄但 9	とともに、	必要な措置	1.ど舑りつ。				